

袖ヶ浦市奨学資金代理返還制度 のご案内～令和8年10月より開始します～



■代理返還とは（制度の概要）

袖ヶ浦市奨学資金の借受人を雇用する企業等が、従業員の奨学資金返還支援のため、**借受人に代わって奨学資金を直接袖ヶ浦市へ返還（代理返還）**できる仕組みです。

返還企業（借受人に代わって奨学資金を返還する企業等）は、借受人の毎回返還額（月賦・半年賦・年賦）の全部または一部を負担します。

※代理返還を実施しても、債務は返還企業に移転せず、借受人は全額返還の義務があります。

※代理返還は返還企業の任意のタイミングで中止できます。

■代理返還の具体例 【例：毎月の返還額が17,200円の場合】

返還企業⇒市

代理返還額 15,000円/月
（返還企業が代理返還する額）

借受人⇒市

本人返還額2,200円/月
（借受人（従業員）が返還する額）

■手続きの流れ

開始手続は簡単！まずはお問い合わせください。



STEP 1 代理返還申出書の提出

返還企業は、借受人と連署した「奨学資金代理返還申出書」を教育委員会に提出します。

STEP 2 返還

返還企業は教育委員会の送付する納入通知書にて代理返還額を支払います。
本人返還分がある場合は、借受人が口座振替等で支払います。

■導入のメリット

☑ 人材の確保・定着に期待できます

☑ 返還額は、法人税上給与として損金算入可能

☑ 袖ヶ浦市奨学金代理返還事業補助金の対象となる可能性あり
（市内企業のみ）

☑ 賃上げ促進税制の対象となる可能性あり

※税制上の取扱いについては、各企業内で就業規則や賃金規程等の整備が必要になる場合もあります。詳しくは、税務署、税理士、社会保険労務士等にご相談ください。

お問
合せ

◎様式、手続きに必要な添付書類等については、ホームページをご参照ください。

袖ヶ浦市教育委員会 教育総務課
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
☎0438-62-3691

袖ヶ浦市 代理返還

